

# 一般社団法人 千葉県社会福祉士会

## 平成 27 年度 第 2 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 7 月 18 日（土）10：00～12：00
2. 場 所 塚本千葉第五ビル 地下 1 階 会議室
3. 出席者 会長 染野  
副会長 奥野  
副会長 宮間  
会員理事 岡本、小川、渋沢、浅見、神田、櫻井、吉田、大浦、出口  
会員外理事 池亀、長谷川、田中  
監事 伊達  
オブザーバー 西尾  
欠席者 相澤、鈴木、近藤、山口、五十嵐

### 4. 議題

- (1) 各委員会報告事項に対する質疑
- (2) 議事
  1. 日本社会福祉士会総会報告について
  2. 協賛金の支出について
  3. その他
    - ・ 委員会経費等支払い手続き
    - ・ 自殺予防 SW 研修
    - ・ ツカモトビル会議室
    - ・ 認証研修にあたっての確認事項及び認定社会福祉士システムの運用

### 5. 議事録

#### ○出席者の確認

- ・ 平成 27 年第 2 回理事会を開催する。
- ・ 宮間副会長より、本日理事の出席者 16 名、オブザーバー参加 1 名、定款 33 条により本理事会は成立すると報告。

#### ○会長挨拶

- ・ 研修会や総会に出席をして、『地域』がキーワードになっていると感じる。
- ・ 全国病院協会の会長や理事の先生方、医師から医療ソーシャルワーカーに向けての研修会があり、7 月 8 日、9 日に参加した。そこでも『地域』、フィールドを広げろと言われていると感じた。
- ・ オープン化に伴う会議を午後に行います。

ぜひ、ご意見を出していただき、進めていきたい。

定款 32 条に基づき、染野会長が議長を務める。

#### ○議題 1 各委員会報告事項に対する質疑

##### （司法福祉委員会）

- ・ 刑事司法ソーシャルワーカー養成講座については、千葉県弁護士会との共催となる。
- ・ 登録制とする予定である。

登録の要件や期間・更新などについては、弁護士会と当委員会との話し合いでこれから決めていく。あくまでも、当委員会での登録ではあるが、弁護士会との連携についての協議もこれから必要である。

弁護士会との協議の前に、当委員会としての取り決めをある程度の形として示すことが必要。

#### (研修委員会)

- ・基礎研修Ⅰ・82名、基礎研修Ⅱ・27名、基礎研修Ⅲ・40名

日程については前回報告の通り。9月からの研修会場は変更となった。

- ・淑徳大学との連携事業

正課外プログラム・主に2年生対象となっているが、実際は1年生も混じっている。

日程については前回報告の通り。

千葉県ソーシャルワーカー三団体との協働授業・4年生対象の日程について、追加掲載した。

- ・生涯研修センター準備委員会 開催について

立ち上げが28年度、本格始動が29年度になる。

内容としては今までの研修委員会を受け継ぐ形になる。

趣旨『千葉県社会福祉士会として主体となった研修!』(日本社会福祉士会からおりてきたものをしているのでは無くということ)

各委員会の冠に生涯研修センターがくる形となり、内容のすり合わせについてはこれから準備する。

- ・実習指導者フォローアップ研修・平成28年2月に開催予定している。具体的な内容については次回以降の理事会で報告する。

#### (広報部会)

- ・『点と線88号』7月30日発送予定です。

特集は「生活困窮者自立支援法を知る」です。

#### (ぱあとなあ千葉)

- ・養成研修55名→53名で7月11日開催

- ・7月1日報告から、家庭裁判所への報告様式一式が変更となった。

これからは、家庭裁判所から個別に報告書の催促や案内は来ない。

毎月25日が当月分締切で各自が報告書を提出することになった。

- ・2月の事案報告の中から、10件以上の事案を持っている方を対象に、6月15日~7月末日、個別面談対象者26名で実施している。

- ・ささえあい制度資金の「ぱあとなあ千葉」運用基準の見直しについて

報酬助成限度額の変更 月1万円→1.8万円

根拠として、

資料1「公益信託 成年後見助成基金」の3.助成金(1)月額1万円を限度(ただし、月額2万円まで助成を認めることができます。)

資料2「成年後見人等の報酬額のめやす」2(1)成年後見人 めやすとなる額は、月額2万円です。

又、市町村の成年後見利用支援事業では1.8万円が限度額となっている為。

- ・ささえあい委員会ではまだ出でていない話である。これからの方案で様子を見ながら。
  - ・資金が足りなくなるのではなどの話も出ている。資金が集まつた状況での運用での適用か。
  - ・どの時点での積算を根拠として金額の精査をするのか。運営していく上で、会としてどうして行くのか。
  - ・司法書士会として、2万円出る事案は無いと思われる。毎年4月30日までに申し込まないと貰えず浸透していない。公益信託なので、司法書士でも社会福祉士でも申請出来るが審査はかなり厳しい。
- 皆1万円であれば問題ないが、どう各々の判断をして1.8万円までとするのか。公平な判断は大変ではないのか。不公平感無く誰が見てもわかる合理性を持ったものが示せる様になれば良いのでは。
- ・他のあらゆる機関、公益信託もダメだった場合に、ささえあい制度なのだが。
  - ・今回の理事会だけで決められることでは無いので、ささえあい・ばあとなあ間で話していただき、次回9月27日の理事会でも進めた協議を聞かせてもらう。
- どうしていけば後見活動を続けられるか、後見補助を付けてもらいたいと団体としての声も必要ではないか。
- ・申立の時に市町村と話をする、情報提供も大事ではないか。

## ○ 議題2 議事

### ①日本社会福祉士会総会報告について

理事の改選がありました。代議員として5議案賛成で1票投じました。

### ②『日本介護支援専門員協会全国大会in千葉』協賛金の支出について

P8~P15 広告掲載、協賛の依頼・協賛金1万円一賛同

### ③その他・ツカモトビル会議室

・9月からツカモトビル3階にテナントが入るので、机椅子の保管はどうするのか。会議室（研修室）が事務局と近いことの利便性に改めて気が付いた。移転、その他のご意見をいただきたい。

やはり、研修室と事務局が同じ場が良い。目標もある。ベター。

今期で方向付けが出来れば来期改選に向けて都度の会場探しに苦労しなくて良いのは。

・千葉市である理由は？

・定款にあり、交通の利便性や公官庁に近いこと等。

事務局が基地としてあるイメージ。

・自社ビルは反対。100人以上が入れる会議室は相当広くないと無理なので、相応に高額になる。

会議室を持った賃貸物件は民間では難しいのでは。

・ワンフロアで事務局兼研修室はどうか。

（委員会経費等支払い手続き）

### P19事業実施・収支報告書（案）について

趣旨 事業の収支が分かり辛い。

- ・各事業の担当者から出来るだけ早く収支のわかる報告書の元になるものをあげてもらいたいが、負担の少ない1枚の報告書にしたい。
- ・会計ソフトへの入力手間の掛かるやり方を変え、入力し易いわかり易いものにしたい。

・未払金の処理をこの報告書によって、迅速に処理出来る様にしたい。

※あくまでも案なので、使い勝手について9月位までに事業を終えた担当者に使用してもらい、又、会計担当者に入力処理等を行ってもらう。その後、意見を出してもらって10月位には更に良い報告書にしていきたいので、皆さんどんどん意見をいただきたい。

事業の収入についても、すぐ入る場合、中々入らない場合、補助金事業等、予算審議後入金までかなり間が空く、期を跨ぐなど会計担当者にとって解り難いところもある。

事業支出項目の「5.会場費」以降についての記入は不要である。

今までの謝金等調査票については提出不用にして、口座不明の場合は個別にお聞きすることにする。

会計事務所との話の中で、個別に謝金等調査票が無くても根拠となるものがきちんとあれば良いとのことであった。

決定では無いので、これから2~3ヶ月使ってのご意見をいただきたい。

・自殺予防SW研修

P18~P18-3 日本社会福祉士会よりプレ研修の案内

東京近郊各5名、千葉からも5名なので、HPで公募し人数がオーバーした場合は、先着順ではなく、抽選にする予定である。

何故今なのか、遅くないか、受講後どこで働くのか、若しくはそういう職種が出来る為の布石か。

これについての情報は無いが、自殺対策については保健所ではかなり予算が付いて取り組まれている。その波及かもしれない。

県におろすかどうかも判っていない。まずはプレからスタートである。

・認証研修にあたっての確認事項及び認定社会福祉士システムの運用

P20~P21-6

・事務局報告

P22【推薦】【講師派遣・依頼】【後援・協賛】【その他の活動】

・事務局より：新事務局員紹介。6月29日から勤務している。

・次の理事会の日程：9月27日（日）午前中開催予定。

・社養協より

来年度末、日本社会福祉士養成校協会・精神保健福祉士養成校協会・日本社会福祉教育学校連盟の3団体が統合予定である。

・監事より

次回持ち越しになった、『ささえあい制度資金』について『ばあとなあ』では変更決定となっている話のようになっているが、『ささえあい制度資金』の運営委員会との話し合いはまだのこと。公平性を保った上での報告が出来るような話し合いが必要ではないか。

場合によっては、当事者団体に『ばあとなあ』が入っているならば『ばあとなあ』は外すべきではないか。

次回は納得できる報告をお願いしたい。

・法人後見報告

ご本人は施設で元気に過ごしています。

又、事務執行者の委嘱状が永久的に使えるものだったので、有効期間を1年間のもの変更しました。

閉会 12:05